

第 5 回 出水市景観計画策定委員会 議事概要

1. 委員会の主な協議事項

- ・市全域で進める景観づくり（その他の仕組み）の検討
- ・地域で進める景観づくりの検討
- ・景観計画の運用について
- ・景観計画（案）について
- ・景観条例（案）について

2. 議事概要

| 発言者 | 内 容 |
|-----------|---|
| 委員長 | <p>（１）第４回出水市景観計画策定委員会の意見と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質疑はないようなので、次の議題へ移る。 |
| 委員 委員 | <p>（２）景観計画策定の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業仕分けで景観関連の予算が縮減されたようだが、本計画への影響はあるか。 ・今回削減された予算は年度途中の突発的事項に対する費用であり、今まで鹿児島県内で活用された事例はなく、特に影響はないと考えられる。 |
| 委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・他に質疑はないようなので、次の議題へ移る。 |
| 委員長 | <p>（３）市民への広報活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質疑はないようなので、次の議題へ移る。 |
| 委員 | <p>（４）市全域で進める景観づくりについて</p> <p>届出対象となる行為の規模・基準について（その他の行為）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石や廃棄物の堆積は、地域特性や計画区域の検討状況に配慮し、重点区域、市街地と郊外部で分けるなど地域によって届出規模を変えるべきではないか。 ・土石の堆積は今後南九州西回り自動車道の建設等により増加するのではないか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の景観計画は市全域の景観形成を目的としており、まずは市全域一律の一定規模以上の行為について、届出をお願いしたいと考えている。 ・既存制度における届出状況を踏まえると、届け出件数は月１回程度と想定され事務処理上の大きな問題はないと考えている。 |
| 委員 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・届け出の有無により不公平感が生じないようにする必要がある。 ・資料１のＰ４で、土砂や廃棄物のグラフにプロットされた都市はどこか。 ・また、土石と廃棄物は届出を分けた事例はないか。 |
| 事務局 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、次回委員会に事例等を提示する。 ・堆積物の高さが高い場合、塀や緑化により堆積物を覆うことは難しい。ある一定の高さ制限を設けるべきではないか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ここでは届出対象となる高さを示しており、それ以上のものを即排除するという意味ではない。 ・今回、届出対象の定量的な規模は面積のみとし、協議を通じ高さを含めて公共の場からの景観を配慮していただくこととしたい。 |

| 発言者 | 内 容 |
|-----|---|
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積に関する届出は、景観計画で初めて設ける制度であり、地域への配慮や周知が重要である。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採に関する景観形成基準があいまいではないか。植林期限、樹種、本数等の基準が必要ではないか。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・伐採届けを農林課に提出する際、具体的な内容まで指導されるので、景観計画では詳しく定める必要はないと思われる。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・了解した。 |
| 委員長 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観を大きく改変する皆伐については、現在あまり実施されていない。一方、間伐は行われているが、間伐後の植林は難しい。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・送電線の鉄塔周辺の森林が建設のため伐採され、景観が悪化したという意見がある。この件については木竹の伐採の届出で対応できるのか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・3,000㎡以下の木竹の伐採が対象なので、当該ケースは届出の対象外であると想定される。しかし、工作物の届出で景観への配慮を求めることができる。 |
| | <p>その他の仕組みについて</p> |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物の対象についてリストアップしているのか。また市役所は対象に含まれているのか。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要樹木と市指定の名木・古木との関係はどうなっているのか。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要公共施設として整備を想定している施設はあるか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物についてはリストアップしていない。今回の計画で指定の方針を定め、その後選定・指定していくことを想定している。 ・景観重要樹木と名木・古木の指定制度は、制度上の関係はない。しかし、指定樹木は概ね同じとなると想定している。 ・景観重要公共施設は、整備の予定に関わらず景観形成に重要な施設を指定する仕組みである。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物について、直接景観法で規制することはできるのか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画では、屋外広告物に対する基本的事項を定めることはできるが、規制を実施するのは屋外広告物条例である。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観行政団体になった時点で、市町村独自の屋外広告物条例の制定が可能である。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道沿いには、街路樹に巻きつけた貼り紙、植え込みにある看板など景観を阻害している屋外広告物がある。また、選挙の立て看板等が放置されていて見苦しい。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・市としてどのような対応をしているのか。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・違法な広告物は市で随時撤去しているので、情報を寄せて頂きたい。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・選挙の看板については選挙管理委員会が撤去を行っている。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画で、罰則を設けることはできるのか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・罰則を設け、自治体としての取り組み姿勢を示している自治体はある。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観条例で「公表」を明示しており、これは一つのペナルティと考えることができる。 |

| 発言者 | 内 容 |
|-----|--|
| | (4) 地域で進める景観づくりについて |
| | 出水麓・本町商店街区域について |
| 委員 | ・キーワードとして頻出している「レトロ」とは、どの時代を指すか。 |
| 事務局 | ・施設整備の実施が方策として提案されているが、具体的な施設の計画はあるのか。 |
| | ・レトロな時代として公会堂が建設された大正から昭和初期程度を想定している。 |
| | ・施設整備については、まちづくり講座でアーケードや城山の整備等提案が出されているが、具体的な検討はまだである。 |
| 委員 | ・前回委員会で、広瀬橋周辺からの水辺景観を含める必要性が指摘されていたが、今回提示された区域では含まれていないのはなぜか。 |
| 事務局 | ・今回の重点区域エリアは明確な境界を示すものではないが、広瀬橋も含めた地域一帯を対象と想定しているので、図面を修正する。 |
| 委員 | ・方針に景観資源を活かすとあるが、何をもって資源と考えているのか。 |
| 事務局 | ・景観資源としては、出水麓の武家屋敷群だけでなく、公会堂などの建物が点在し、今後景観づくりを行っていく商店街も資源と考えている。 |
| 委員 | ・出水麓と商店街のどこを共通点とし、焦点を当てるかが重要である。路面や水辺を軸として統一性を図れるとよいと考えている。 |
| 事務局 | ・まちづくり講座でも同様の意見が提案されている。今まで双方で話し合う場面が少なかったこともあり、今後も話し合いを継続し、共通点を探っていく必要がある。 |
| 委員 | ・伝建地区内の自動販売機の色が景観を阻害しているとして地域で問題になっている。現在の伝建制度では規制ができないので、景観計画で何らかの規制・誘導できないか。 |
| 事務局 | ・自動販売機は今の届出制度では対象外であるため、追加できないか検討する。 |
| | 野田郷区域 |
| 委員 | ・野田 IC は景観に配慮して建設することが予定されており、影響は少ないと考えている。 |
| | ・俊寛の碑や最近の発掘により 1200 年代頃大規模に作られたことが判明した亀井山城跡周辺についても、区域に追加してほしい。 |
| 事務局 | ・野田郷の歴史について整理してみたい。 |
| | ・野田 IC 自体ではなく、開通に伴う周辺開発等による影響を懸念している。 |
| | ・区域等についてはご意見を踏まえ検討したい。 |
| | その他候補地区 |
| 委員 | ・特攻碑通りについて、特攻関係の史跡の課題に対する方向性の記載がない。 |
| 事務局 | ・ご指摘を踏まえ加筆したい。 |
| 委員 | ・ツル飛来地にある広域下水道処理場は、周囲に植栽をするなど景観への配慮が必要ではないか。 |
| 事務局 | ・景観へ配慮するよう、関係当局へ申し入れている。 |

| 発言者 | 内 容 |
|---|--|
| <p>委員</p> <p>事務局 委員</p> <p>事務局 委員長 事務局</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員 事務局</p> <p>委員 委員 事務局</p> | <p>(5) 景観計画の運用について 景観審議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進体制のイメージ図について、以下の点を確認したい。 審議会からの審議内容を受けて、市が市民・事業者に勧告・命令する形では、景観審議会が直接市民に助言することは有り得るのか。 ・推進体制についてはご指摘のとおりであり、推進体制のイメージ図を修正する。 ・景観審議会には、デザイナーなど景観に関する専門知識・技術を持った外部の学識者を追加するべきではないか。 ・景観審議会は本委員会参加者に加え、外部の方を追加する方向で検討したい。 ・景観審議会の開催頻度は年何回程度か。 ・他都市では基本的に年3～4回程度開催し、特に問題となる事項が生じた場合はその都度開催している。 ・県内他都市の景観審議会の開催状況や委員について、情報を収集する。 <p>運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画は策定後の市民への意識付けが重要である。他都市ではどのような取り組みを実施しているのか。 ・国交省の景観まちづくり教育などで紹介されているように、教育委員会等関連部局と連携した子ども達への教育などが行われている。 <p>(6) 景観計画(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史実や重要性を考慮しP6特性と課題を以下のように変更してほしい。 亀井山城跡の写真を追加し、寺社の写真を削除する。 薩州島津家 島津家に変更する。 ・重点地区、区域など呼称が混在しているので、統一するべきである。 ・ご指摘事項を反映し、修正したい。 <p>(7) 景観計画(条例)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条2項 協働の対象として国・県が不足しているのではないか。 ・第29条の主語があいまいである。 ・ご指摘事項も参考に、市の法制担当が条例文全体の表現をチェックし修正することになっている。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会、パブコメを経て2月上旬に第6回検討委員会を開催する予定である。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・以上で、本日の議事を終了する。 |